

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	向峠地区 (向峠東、向峠西)	令和2年3月27日	令和4年3月25日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.3ha
(備考) ・アンケート結果により、70才以上の回答者(18名/25名)のうち、経営志向が現状維持以外の人12名、8.3haあり、現状維持と回答した方で、後継者の農業引継不可と回答した人4名、2.8haを加えると、16名、11.1haとなる。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者のない農業者の耕作面積の方が、5.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落の中心経営体が引受け先として期待されるが、新たな担い手の確保や法人の経営安定・人手確保が課題とされる。
- ・市場の需要に応じた、ワサビ等特産品の産地化。
- ・用途別に集約された農地の効率的な利活用。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・原則として、話し合いのもと、中心経営体である認定農業者や新規就農者に農地集積、集約をしていく。
- ・後継不在の農地利用については、中心経営体が担っていくほか、新規参入の受入れを促進することで対応する。
- ・効率的な農地利用を図るため、施設園芸農業と土地利用型農業を区分けして計画的に農地の集積・集約を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	10 人		31.1 ha		34.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用】

- ・向峠地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指す。農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体の高齢化や病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

【集約化の実現に向けた将来的な取組み】

- ・法人むかたおの経営の複合化や各種支援制度の活用により、経営の安定を図るとともに、オペレーターの確保・育成を積極的に行う。
- ・施設園芸の導入により新規就農者の参入を促進し、地域農業の後継者として育成していく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。